札幌市立幼保連携型認定こども園条例及び札幌市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立幼保連携型認定こども園条例及び札幌市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

(札幌市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

- 第1条 札幌市立幼保連携型認定こども園条例(平成26年条例第49号)の 一部を次のように改正する。
  - (1) 第5条第1項中「又は一時預かり」を「、一時預かり」に、「について」を「及び乳児等通園支援(児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)について」に改める。
  - (2) 別表 2 一時預かりの項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条 第 1 号」に改め、同表に次のように加える。

乳児等通園支援 1時間につき、300円

(札幌市児童福祉施設条例の一部改正)

- 第2条 札幌市児童福祉施設条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のよう に改正する。
  - (1) 第6条第1項第1号中「及び一時預かり」を「、一時預かり」に改め、「こと」の次に「をいう。以下同じ。)及び乳児等通園支援(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助」を加える。
  - (2) 別表 2 保育所の項に次のように加える。

乳児等通園支援

1時間につき、300円

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市立幼 保連携型認定こども園条例別表2一時預かりの項第1号の改正規定は、公布の 日から施行する。

## (理 由)

児童福祉法の一部改正に伴い、市立保育所等において行う乳児等通園支援に 係る使用料を定めるため、本案を提出する。